

<p>件名</p>	<p>公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正等について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>平成29年度栃木県議会第346回通常会議において議決された栃木県公立学校職員給与条例の一部改正等により、必要となる規則の一部改正等をしようとするものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則等の一部改正</li> <li>2 平成18年給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則等の廃止</li> <li>3 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正</li> </ol>

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則等の一部を改正する規則案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

給与条例の一部改正に伴い、以下の規則について、所要の改正をしようとするものである。

二 規則案の内容

以下の規則について、所要の規定の整備を行う。

- 1 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和四十六年規則第二十号）
- 2 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則（平成七年規則第五号）
- 3 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則（平成十三年規則第五号）

三 施行期日

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第 号

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則等の一部を改正する規則

（事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正）  
**第一条** 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和四十六年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

①  附 則 略	1  附 則 略
	2  1  条 例 附 則 第 十 七 項 の 表 の 給 料 表 欄 に 掲 げ る 給 料 表 の 適 用 を 受 け る 職 員 （ 再 任 用 職 員 を 除 く 。 ） の うち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後の給料の特別調整額は、第二条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に百分の九十九を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正）

**第二条** 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

①  附 則 略	1  附 則 略
	2  1  条 例 附 則 第 十 九 項 及 び 第 二 十 項 の 教 育 委 員 会 規 則 で 定 め る 手 当 は、次に掲げる手当とする。 一  給料月額に対するへき地手当 二  給料月額に対するへき地手当に準ずる手当 三  給料月額に対する地域手当

（栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則の一部改正）

**第三条** 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則（平成十三年栃木県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

--

改正後	①  略 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額額の端数計算に関する規則
改正前	2  1  略 給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（前項第二号又は第三号に掲げる職員に限る。）について、育児休業条例附則第五条第一項又は第二項の規定により読み替えられた給与条例附則第十七項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。

附則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（教職員課）

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則等を廃止する規則案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

現給保障の廃止等に伴い、現給保障等に係る規則を廃止しようとするものである。

二 規則案の内容

以下の規則を廃止する。

- 1 平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則（平成十八年規則第十二号）
- 2 平成二十六年給与条例附則第五条の規定による給料に関する規則（平成二十七年規則第三号）
- 3 平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十八年規則第一号）
- 4 平成二十八年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十八年規則第十五号）
- 5 平成二十九年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十九年規則第七号）

三 施行期日

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第 号

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則等を廃止する規則を次のように定める。  
平成三十年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則（平成十八年栃木県教育委員会規則第十号）
- 二 平成二十六年給与条例附則第五条の規定による給料に関する規則（平成二十七年栃木県教育委員会規則第三号）
- 三 平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十八年栃木県教育委員会規則第一号）
- 四 平成二十八年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十八年栃木県教育委員会規則第十五号）
- 五 平成二十九年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成二十九年栃木県教育委員会規則第七号）

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（教職員課）

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園が三学年全てに生徒が在籍することに伴い、事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校とするため、所要の改正をしようとするものである。

二 規則案の内容

規則別表第一事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校に、特別支援学校宇都宮青葉高等学園を加える。

三 施行期日

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第 号

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

**事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則**

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和四十六年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>別表第 1（第 1 条関係）</b> 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校</p> <p>栃木県立宇都宮高等学校、宇都宮東高等学校、宇都宮女子高等学校、宇都宮白楊高等学校、宇都宮工業高等学校、宇都宮商業高等学校、栃木高等学校、栃木女子高等学校、佐野高等学校、大田原高等学校、大田原女子高等学校、矢板東高等学校、<u>のざわ特別支援学校及び特別支援学校宇都宮青葉高等学校</u></p>	<p><b>別表第 1（第 1 条関係）</b> 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校</p> <p>栃木県立宇都宮高等学校、宇都宮東高等学校、宇都宮女子高等学校、宇都宮白楊高等学校、宇都宮工業高等学校、宇都宮商業高等学校、栃木高等学校、栃木女子高等学校、佐野高等学校、大田原高等学校、大田原女子高等学校、<u>及びのざわ特別支援学校</u></p>

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（教職員課）